

# 令和元年厚木市農業委員会 8 月定例総会議事録

日 時 令和元年 8 月 26 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1 番 松 前 進 2 番 市 川 和 典

3 番 小 塩 仁 4 番 臼 井 スミ子

5 番 山 川 宏 司 6 番 井 上 謙 治

7 番 難 波 博 文 8 番 野 口 政 夫

9 番 三 橋 澄 夫 10 番 木 原 淳 子

11 番 飛 川 雄 治 12 番 早 川 暁(会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 15 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (報告 4 件)
- 3 東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告 1 件)
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告 1 件)
- 5 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告 3 件)
- 6 特定農地貸付けの廃止届出について (報告 1 件)
- 7 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 9 件)
- 8 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)
- 9 議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (4 件)
- 10 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (3 件)
- 11 議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について (13 件)
- 12 議案第 41 号 令和 2 年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに  
令和 2 年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望について (1 件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和元年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、1番の松前進委員と2番の市川和典委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、7月10日から8月13日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で11件、17筆、面積は7,378.30平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で4件、6筆、面積は488平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、15件、23筆、面積は7,866.30平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたし

ます。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月10日から8月13日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は3人、農地の所有権を取得された相続人は4人、筆数は6筆、面積は3,273平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」を議題いたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、令和元年7月12日付けで、東京国税局長から農地等の現況について照会があったものです。

土地の所在地は猿ヶ島字髭ノ後1筆、地目は田、面積は353平方メートルでございます。

所有者は、下荻野にお住まいのAさんです。

当該地は市街化調整区域内の土地で、7月25日に現地調査を行ったところ、農地であることを確認いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」に準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、令和元年7月24日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から農地の転用事実について照会があったものです。

土地の所在地は酒井字新宿1筆、地目は田、面積は295平方メートルでございます。

所有者は、酒井にお住まいのBさんです。

当該地は市街化調整区域内の土地で、現地調査を行ったところ、農業用施設敷地として利用されていることを7月25日に確認いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、御報告いたします。報告する案件は3件でございます。

1番でございますが、令和元年7月19日付けで、Cさんの相続人であります愛甲にお住まいの長男Dさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は愛甲字扱免3筆、同字上町1筆、同字佃11筆、同字新町2筆、愛甲二丁目1筆及び酒井字新宿2筆、地目は田及び畑、合計面積は15,249平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和元年7月23日付けで証明書を交付したものでございます。

2番でございますが、令和元年7月25日付けで、Eさんの相続人であります上依知にお住まいの

長男Fさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は上依知字六反1筆、地目は畑、面積は1,487平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和元年7月29日付けで証明書を交付したものでございます。

3番でございますが、令和元年8月2日付けで、Gさんの相続人であります戸田にお住まいの長男Hさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は戸田字富田9筆、地目は畑及び田、合計面積は2,806平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和元年8月13日付けで証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6「特定農地貸付けの廃止届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「特定農地貸付けの廃止届出について」、御説明申し上げます。

本件につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項で承認された、貸付主体が厚木市の市民農園の廃止届出でございます。

届出者は厚木市長、届出地は上荻野字王子原6筆、地目は畑、合計面積は5,863平方メートルでございます。

所有者は上荻野にお住まいのIさん及び同所にお住まいのJさんでございます。

廃止の理由といたしましては、厚木市市民農園荻野ファミリー農園の閉園に伴うもので、廃止の期日につきましては、令和元年7月31日でございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 7、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

〈農地管理係長〉

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。  
御報告する案件は9件でございます。

1番でございますが、申請者は、酒井にお住まいのKさんでございます。

申請地は酒井字中堰1筆、地目は田、面積は561平方メートルの内66.00平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和62年8月に申請地西側495平方メートルを資材置場として一部転用の許可を受けましたが、平成2年頃から一体利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月12日に堀池会長及び小塩委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、飯山にお住まいのLさんでございます。

申請地は上荻野字三沢1筆、地目は畑、面積は155平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成8年頃に隣接する資材置場と一体利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月18日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、上荻野にお住まいのMさんでございます。

申請地は上荻野字横林1筆、地目は畑、面積は122平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和53年に倉庫を建築し、現在に至っているもので、昭和58年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月18日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、三田にお住まいのNさんでございます。

申請地は三田字宮ノ上1筆、地目は畑、面積は9.23平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成8年に道路後退用地として厚木市に帰属した土地の一部が残地となり、位置、面積及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っております。

また、これらの経過を踏まえ、7月26日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、棚沢にお住まいのOさんでございます。

申請地は棚沢字十八ノ域2筆、地目は畑、合計面積は610平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、昭和63年に倉庫を建築し、除却後は駐車スペースとして利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月26日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農

地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

6番でございますが、申請者は、七沢にお住まいのPさんでございます。

申請地は七沢字日向川1筆、地目は田、面積は56平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成元年頃に隣接する住宅敷地と一体利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、8月1日に三橋委員の立合いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

7番でございますが、申請者は、三田南3丁目にお住まいのQさんでございます。

申請地は三田南3丁目1筆、地目は畑、面積は336平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和40年代から隣接地に居住している親族の駐車場として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、8月4日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

8番でございますが、申請者は、東京都国分寺市東元町1丁目にお住まいのRさんでございます。

申請地は上古沢字野竹沢2筆、地目は畑、合計面積は291平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、住宅敷地及び法面となっております。

住宅敷地につきましては、平成5年3月頃に隣接する住宅の敷地として一体利用され、現在に至っており、平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。法面につきましては、昭和60年頃から法面となっており、位置及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っております。

また、これらの経過を踏まえ、8月4日に臼井委員及び山川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

9番でございますが、申請者は、上荻野にお住まいのSさんでございます。

申請地は上荻野字仲田1筆、地目は畑、面積は29平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和45年に隣接地の自己住宅を建築した際に進入路として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、8月14日に難波委員及び野口委員の立合いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

#### <議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました小塩委員、野口委員、飛川委員、三橋委員及び山川委員から報告をお願いします。

#### <小塩委員>

1番について説明いたします。

この土地につきましては、昭和62年8月に申請地西側495平方メートルを資材置場として一部転用

の許可を受けましたが、平成2年頃から一体利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

#### 〈野口委員〉

2番、3番及び9番について説明いたします。

2番でございますが、この土地につきましては、平成8年頃に隣接する資材置場と一体利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、昭和53年に倉庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

9番でございますが、この土地につきましては、昭和45年に隣接地の自己住宅を建築した際に進入路として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

#### 〈飛川委員〉

4番、5番及び7番について説明いたします。

4番でございますが、この土地につきましては、平成8年に道路後退用地として厚木市に帰属した土地の一部が残地となり、位置、面積及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

5番でございますが、これらの土地につきましては、昭和63年に倉庫を建築し、除却後は駐車スペースとして利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

7番でございますが、この土地につきましては、昭和40年代から隣接地に居住している親族の駐車場として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

#### 〈三橋委員〉

6番について説明いたします。

この土地につきましては、平成元年頃に隣接する住宅敷地と一体利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

#### 〈山川委員〉

8番について説明いたします。

これらの土地につきましては、平成5年3月頃に隣接する住宅の敷地として一体利用されている土地として、また、昭和60年頃から法面となっており、位置及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っているもので、それぞれ農地法に定める農地及び採草放



牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 8、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は酒井字長町2筆、地目は田、合計面積は1,322平方メートルです。

受人は酒井にお住まいのTさんで、渡人は同所にお住まいのUさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、父及び母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は6,153平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約10分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は金田字新前河内下1筆、地目は田、面積は948平方メートルです。

受人は金田にお住まいのVさん及び同所にお住まいのWさんで、渡人は同所にお住まいのXさん及びYさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植え機及びハーベスター等。

労働力につきましては本人2人、父、母及び祖母の合計5人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は4,871平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約17分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程 9、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は及川字的場1筆の一部、地目は畑、面積は204平方メートルの内68.24平方メートルです。

申請人は及川にお住まいのZさんです。

本申請は、進入路及び駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、申請地に隣接する宅地に住居を構え、宅地内の出入口を利用しておりますが、当該地はカーブをしており視界が悪く、国道412号の開通に伴い自動車の交通量が増加し、出入りが危険であることと、申請地に隣接している農業用倉庫付近に農作業用軽トラックを駐車することで利便性が高くなることから、申請地を車両の進入路及び農作業用軽トラックの駐車場とするため、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は宅地、南側は道路、北側は畑となっております。

土地利用計画図によりますと、進入路については、幅4メートルのコンクリート打ちのスロープを設け、駐車場部分を砂利敷し、軽トラック1台分の駐車スペースを設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側については既存のコンクリートブロックがあり、南側の駐車場部分及び北側についてはコンクリートブロック1段積及びフェンスを新設する計画となっております。東側は砂利敷し、隣接する宅地と一体利用をするために被害防除措置の必要はありません。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は下津古久字横町5筆、地目は田及び畑、合計面積は1,960平方メートルです。

申請人は下津古久にお住まいのaさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、厚木市戸田に本店を置き、各種化粧品の製造販売業を営む株式会社bから、現在借りている従業員用駐車場を返却すること及びマイカーでの通勤を希望する従業員が増加しているため、本社工場や新東名高速道路厚木南インターチェンジに近く、通勤時間帯の交通渋滞を回避でき、営業等の効率・利便性に優れている申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び南側は雑種地、西側は道路、北側は水路となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を50センチメートル程盛土して西側道路と高さを揃え、出入口を西側に幅約5メートルの浸透舗装にて2箇所設け、敷地内を砂利敷し、乗用車74台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック1段積を新設し、更に西側及び北側に高さ60センチメートルのフェンスを新設する計画となっております。

また、雨水については雨水トレンチ管及び雨水枳を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は相川地区市民センターから160.86メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は船子字長ヶ町1筆、地目は田、面積は793平方メートルです。

申請人は船子にお住まいのcさん及び相模原市南区上鶴間本町5丁目にお住まいのdさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、東京都江東区牡丹1丁目に本店を置き、自動車運送業を営むe株式会社から、事業の拡大により従業員及び営業車両の駐車場が必要になったため、事業所や東名高速道路厚木インターチェンジに近く、交通の便が良い申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は田、西側及び南側は道路となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大10センチメートル程盛土して敷地内の高さを均等に

し、砂利敷し、出入口を西側に幅6メートルのアスファルト舗装のスロープにて設け、乗用車28台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側にコンクリートブロック2段積を新設、西側、南側及び北側にコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

なお、北側に既存の水路があり、コンクリートブロック新設に当たり水路の強度が不足していることから補修を行う計画ですが、これについては農地転用の許可不要として扱われます。

また、雨水については雨水トレンチ管及び雨水枡を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は申請地の南東に市街化区域があり、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は下津古久字鎌田1筆、地目は畑、面積は94平方メートルです。

申請人は下津古久にお住まいのfさんです。

本申請は、地蔵菩薩像設置のための許可申請です。

申請人は、地蔵菩薩像を設置していた場所が新東名高速道路計画区域内に含まれることになり、地蔵菩薩像を移転せざるを得ないこととなったため、道路付きが良いことから地域の人々のお参りがしやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は田、南側は道路、北側は墓地となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を砂利敷し、地蔵菩薩像2体及びそれらを納めるための小屋を設置としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側にコンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は相川地区市民センターから184.01メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

なお、都市計画法に基づく開発許可申請につきましては、許可不要として扱われる案件となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程10、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字林根1筆、地目は畑、面積は267平方メートルです。

受人は相模原市緑区根小屋にお住まいのgさん、渡人は三田にお住まいのhさんです。

本件は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

受人は渡人の子であり、現在相模原市の母方の実家に同居しておりますが、昨年第二子の誕生により、住居が手狭になってきており、渡人が所有する土地の内、市街化区域に隣接して公共下水道に接続可能であるなど、最も住環境が良い申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は雑種地、西側及び南側は道路、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に歩道を切り下げて設け、敷地内を転圧し、建築面積63.76平方メートル、延床面積116.28平方メートルの木造二階建ての住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び南側は既存コンクリート擁壁、西側は既設の地先境界ブロックがあり、北側はコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理す

る計画となっております。

農地区分は、申請地の南側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、開発区域の面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法に基づく開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、共に現在手続中となっております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は棚沢字十八ノ域1筆の一部、地目は畑、面積は318平方メートルの内41.04平方メートルです。

受人は棚沢にお住まいのiさん、渡人は同住所にお住まいのoさんです。

本件は使用貸借権設定による農家住宅敷地拡張のための転用許可申請で、農家住宅の離れを建設しようとする計画となっております。

受人は渡人の子であり、現在実家に同居しておりますが、子供の成長とともに住居が手狭になってきているため、周辺環境や将来の両親の生活補助等を考慮した結果、お互いの家を行き来することができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は雑種地、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、申請地東側の雑種地の一部と合わせ、建築面積72.87平方メートル、延床面積107.03平方メートルの木造二階建ての住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、周囲への被害防除に十分な注意をし、被害が生じた場合には責任をもって対処することが申請書に明記されております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水枡を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の東側が市街化区域となっており、そこから住宅地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可申請につきましては、許可不要として扱われる案件となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字田尻原2筆、地目は畑、合計面積は1,339平方メートルです。

受人は上荻野の田尻自治会、会長jさん、渡人は相模原市中央区光が丘2丁目にお住まいのkさん及び同所にお住まいのlさんです。

本件は、所有権移転による自治会館建設のための転用許可申請です。

受人は上荻野田尻自治会区域内で、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的に活動し、厚木市から認可を受けている地縁団体で、以前借用していた自治会館の土地所有者から、土地の明け渡しを求められ、新たな建設予定地を探していたところ、自治会活動や防災訓練等厚木市関係の行事を行うための面積が確保できる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は墓地及び道路、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側及び北側に幅5メートルの透水性舗装にて設け、敷地内の駐車スペース部分を砕石転圧し、建築面積93.73平方メートルの木造平屋建ての自治会館を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側にコンクリートブロック1段から3段積を新設、南側、西側及び北側は鉄筋コンクリート土留を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、都市計画法に基づく開発許可申請につきましては、現在手続中でございます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

3番でございますが、自治会館については、法人が取得するというところでよろしいでしょうか。

<副主幹>

自治会については、厚木市で認可を受けた地縁団体ということで、法人格を有するため、所有権を取得することができます。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は下川入にお住まいのmさんで、申出地は上依知字田中3筆、地目は田、合計面積は2,877平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

2番でございますが、借人は猿ヶ島にお住まいのnさんで、申出地は上依知字田中1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3番でございますが、借人は三田の株式会社o、代表取締役pさんで、申出地は三田字道西1筆、地目は畑、面積は321平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、株式会社oは、事業所の隣にある農地で所有者の耕作を手伝っていましたが、所有者が高齢になり農業ができなくなったため、ここで新たに法人として農業に参入し、代表取締役が常時農業を行うものです。

4番及び5番でございますが、借人は飯山の農事組合法人q、代表取締役rさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

4番の申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は891平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

5番の申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は2,141平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番でございますが、借人は七沢にお住まいのsさんで、申出地は七沢字多々良沢8筆、地目は畑、合計面積は8,129.52平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番でございますが、借人は戸田にお住まいのtさんで、申出地は戸田字橋外2筆、地目は田及び畑、合計面積は797平方メートル、利用目的は水稲及び普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8番でございますが、借人は愛川町中津の株式会社u、代表取締役vさんで、申出地は上荻野字上田尻1筆、地目は畑、面積は1,104平方メートル、利用目的は苗木、3年間の貸借権の更新設定でございます。

9番及び10番でございますが、借人は関口にお住まいのwさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

9番の申出地は下荻野字六反1筆、地目は田、面積は717平方メートル、利用目的は大豆及び麦、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

10番の申出地は下荻野字六反4筆、地目は田、合計面積は2,384平方メートル、利用目的は大豆及



び麦、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

11番でございますが、借人は愛名にお住まいのxさんで、申出地は愛甲字新町1筆、地目は田、面積は910平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

12番でございますが、借人は戸田にお住まいのyさんで、申出地は戸田字鴉町2筆、地目は田、合計面積は963平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

13番でございますが、借人は長沼にお住まいのzさんで、申出地は長沼字水神前1筆の一部、地目は畑、面積は532平方メートルの内232.00平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、1番から13番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

<議長>

次に、日程12、議案第41号「令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望について」を議題といたします。

はじめに、木原農政担当理事から説明をお願いします。

<木原農政担当理事>

ただいま、議題となりました議案第41号「令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明いたします。

この意見及び要望につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農

地等の利用の最適化の推進に関する意見について、厚木市長に提出するものでございます。

6月の全員協議会で提案票の提出をお願いしたところ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から厚木市における農業生産力の発展、農業従事者の地位の向上のため、「農地等利用最適化推進施策について」など5つの項目について、問題点または要望事項を御提出いただきました。

それらを取りまとめ、先般8月8日に農政対策検討会を開催いたしまして、慎重に審議していただきました。

本日は、検討会でまとめたものをお諮りするものでございます。

詳しい内容につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議の程お願いいたします。

<議長>

木原農政担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局から説明をお願いします。

<農地管理係長>

ただいま木原農政担当理事から、御説明がありました議案第41号「令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、既にお目通しいただいているものと思われまますので、新規要望箇所を重点的に御説明申し上げます。

まずは、令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見でございます。

初めにⅠの「農地等利用最適化推進対策について」でございます。(1)については、前段で「早期に策定すること。」、後段に「また、同プランの運用に当たっては、国の補助制度を研究し各地区の方針や方向性を実現する可能性をより高めるための対策を講じること。」を追加するなど修正し、一部新規として提言するものです。(2)につきましては、継続要望として提言するものです。

続きましてⅡの「遊休農地の解消対策について」でございます。

耕作放棄地対策についての(1)から(3)までにつきましては、継続要望として提言するものです。

最後にⅢの「農業の担い手対策について」でございます。

「後継者、女性農業者の育成対策について」の(1)から(3)までについては、継続要望として提言するものです。また、「認定農業者に対する支援について」の(1)及び(2)については、継続要望として提言するものです。

次に令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望でございます。

初めにⅠの「都市農業の振興策について」でございます。

1の「都市農業の推進について」は、新規要望項目として、「稲作収入の一助になっていた国による米の直接支払交付金の終了に伴い、これに代わる市独自の助成制度が求められている。都市農業振興基本法において農地の持つ多面的機能が評価されていることも鑑み市独自の助成制度を実施すること。」と、提言するものです。2の「地産地消対策について」の(1)及び(2)については、継続要望として提言するものです。3の「都市農業への理解について」(1)及び(2)については、継続要望として提言するものです。4の「農道整備について」の(1)については、継続要望として提言するものです。

続きましてⅡの「鳥獣及びヤマビル被害の防止対策について」でございます。1の「鳥獣被害対

策について」の(1)から(4)までについては、継続要望として提言するものです。2の「ヤマビル等の被害対策について」は、継続要望として提言するものです。3の「スクミリングガイの被害対策について」は、新規要望項目として、「近年、イネ等を食害するスクミリングガイの発生及び水路等に産み付けた卵が確認された区域が急速に広まっている。スクミリングガイには、広東住血線虫が寄生している可能性があるとともに、その卵にも毒性があることから、今後、食害による農業生産への被害に加え、寄生虫の人への感染につながることを懸念されている。市では、既に防除費用に係る助成が行われているところではあるが、更なる対策の強化を図ること。」と提言するものです。4の「人に危害を与える可能性のある獣の対策について」は、新規要望項目として、「人に危害を加える可能性のある獣（クマ）の行動範囲の確認と広報のほか、獣の獣害防護柵の山側への誘導などを行うことにより、農作業中の農業従事者が被害を受けないような対策を進めること。」と提言するものです。

なお、継続要望の項目につきまして、文体を「である調」へ統一するなど、言い回しを一部修正させていただきました。

以上でございますが、まとめますと新規が3件、一部新規が1件、継続が19件の合計23項目について、要望・提言するものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程12、議案第41号「令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程12、議案第41号「令和2年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見並びに令和2年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望について」は、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和元年8月26日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---